

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	鶴見区地域有償ボランティア育成事業業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	7,965,672	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	平成27年度鶴見区福祉バス運行業務委託	運搬請負	エムケイ観光バス 株式会社	12,959,460	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	平成27年度つるみ地域つなげ隊推進事業	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	9,498,777	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
4	平成27年度大阪市鶴見区新たな地域コミュニティ支援事業	その他	一般財団法人 大阪市コミュニティ協会・株式会社関西総合研究所	16,414,868	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
5	平成27年度 鶴見区コミュニティ育成事業	その他	NPO法人 大阪鶴見ええまちネットワーク	7,953,210	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成27年5月号～平成28年4月号)企画・編集業務	デザイン	株式会社 アド・エモン	3,488,832	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf>

随意契約理由書

1. 案件名称
鶴見区地域有償ボランティア育成事業業務委託

2. 契約の相手方
社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3. 随意契約理由書

本事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等の生活ニーズを補完する1つのツールとして、地域住民主体の登録制有償ボランティア制度を構築し、地域資源の循環を図ることを目的としており、地域の特性や現状を把握したうえで住民主体の福祉コミュニティづくりの推進を図る事業であることから、競争による入札に適さず、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行った。

選考の結果、本件受託者である社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会が最も優秀な提案を行ったため契約を締結する。

4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署
鶴見区役所保健福祉課 電話番号 06-6915-9162

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 27 年度鶴見区福祉バス運行業務委託

2. 契約の相手方

エムケイ観光バス株式会社

3. 随意契約理由書

鶴見区福祉バス運行業務委託事業者の選定にあたっては、単に金額だけの競争でなく、受注者の持つ貸切バス運行に関するノウハウや、幅広い知識や経験、専門性を活用するとともに、運行車両を含めた福祉的観点を確認するため、公募型プロポーザル方式により選考を行った。

エムケイ観光バス株式会社は提案書及びプレゼンテーションにおいて総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所総務課区政企画担当 電話番号 06-6915-9173

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 27 年度 つるみ地域つなげ隊推進事業

2. 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3. 随意契約理由書

「つるみ地域つなげ隊推進事業」は地域に密着した事業であることからそれぞれの地域に対して客観的かつ公平な業務対応が求められるとともに、継続した取組みを図るためには、区役所との日常的な連携が必要である。

また、「つなげ隊」は、社会福祉法人鶴見区社会福祉協議会（以下、区社協という。）が事業主体となる「地域における見守りネットワーク強化事業」において設置される「見守り相談室」から情報提供される「要援護者名簿」も管理するが、この名簿には地域が独自に把握している 80 歳以上の一人暮らし高齢者をはじめリスクが高く支援が必要と思われる対象者も追加していくことから、個人情報の収受・管理においても両事業を一体的に取組むことでより効果が図られる。

区社協は、社会福祉法に基づく地域福祉活動のエキスパートとして専門性を有するとともに地域との信頼関係も構築している。また、ネットワークづくりやシステムづくりなど地域福祉に関する豊富なノウハウと実践経験を持っており、平成 26 年 4 月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結し協働して地域福祉の推進を図っている。

以上の観点から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、事業実施にあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である区社協と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所保健福祉課 電話番号 06-6915-9900

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 27 年度 大阪市鶴見区新たな地域コミュニティ支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会・株式会社関西総合研究所共同体

3. 随意契約理由書

本事業は、地域活動協議会の自律運営を目的としており、地域に密着した支援が必要であることから、地域実情に精通していること、また地域との信頼関係が重要である。

平成 26 年度の本事業については、公募型企画競争方式により募集を行い、外部委員からなる選定委員会において、総合的に公平かつ客観的な審査を行った結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会・株式会社関西総合研究所・特定非営利法人サービスグラント共同体が選ばれ、本事業を委託した。

平成 26 年 10 月 30 日に開催された外部委員からなる「新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者審査・評価会議」では、「中間支援組織が地域に良い影響を与えている」、「この支援モデルを大阪市全域に広げて欲しい」等の意見を得るとともに、評価委員 3 名ともから「本市の求める水準以上の効果が得られた」との審査結果を受けており、その実績は評価できる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会・株式会社関西総合研究所の二社については、「地域活動協議会の自律運営」という事業目的に沿って平成 24 年から本事業の中心的組織として携わるとともに、かつ「鶴見区まちづくりセンター」に拠点を置き、日々地域と接しながら支援を行っていることから、これまでの実績及び継続的な支援からも地域の実情に精通しており、区民にとっても利便性が高く、これまでに築いた地域との信頼関係を基に円滑にかつ効果的な業務執行ができる唯一の組織であるといえる。

一方で、特定非営利法人サービスグラントが担っていたプロボノを活用した支援については、平成 26 年度に効果的なアンケートの作成支援を行ったことにより一定の成果を得たと判断するとともに、地域からの要望があれば適宜講師派遣等により支援を行うことも可能である。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、一般財団法人大阪市コミュニティ協会・株式会社関西総合研究所共同体と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課 電話番号 06-6915-9159

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 27 年度 鶴見区コミュニティ育成事業

2. 契約の相手方

NPO 法人 大阪鶴見ええまちネットワーク

3. 随意契約理由書

事業を実施するにあたっては、区民や地域の各種団体と協働し、企画段階から積極的に区民ニーズを取り入れるなど、区民主体のコミュニティ活性化の成果をより一層高めるための様々な創意工夫が必要である。

よって、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価等を総合的に判断する必要がある。

選考にあたっては単なる価格競争ではなく、より優れた技術や履行能力を有する事業者に委託することができるよう、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により選考を行った。

選考の結果、本件受託者である NPO 法人 大阪鶴見ええまちネットワークが最も優秀な提案を行ったため契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課 電話番号 06-6915-9166

随意契約理由書

1. 案件名称

鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成 27 年 5 月号～平成 28 年 4 月号) 企画・編集業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 アド・エモン

3. 随意契約理由書

本事業は、区政及び市政に関する情報を広く周知するとともに地域コミュニティづくりを推進していくために、区広報紙の企画・編集作業を行うことを内容とする。

選定にあたっては、単なる価格競争ではなく、より優れた技術や履行能力を有する事業者に委託することができるよう、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)により選考を行った。

選考の結果、本件受託者である株式会社アド・エモンが最も優秀な提案を行ったため契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所魅力創造課 電話番号 06-6915-9683